

損害賠償命令（2023年7月17日産経新聞掲載）

請求に刑事裁判の審理利用

【質問】

先日、知人に殴られて大けがをしました。知人は警察に逮捕され、正式裁判を受けるようになったと聞かされました。弁護人がついていますが、被害弁償については何の連絡もなく、1円も支払ってもらっていません。刑事の責任を償ったとしても、被害弁償をしてもらえないというのは納得できません。何かいい方法がありませんか。

【回答】

大けがをされたのに、謝罪も被害弁償もないままでは、たとえ殴った知人が刑罰を受けても、納得できませんね。

被害を受けた方は、治療費や、慰謝料、逸失利益などの損害を賠償するように請求できますが、相手が簡単に示談で支払うとは限らず、民事訴訟を提起するとなると被害者の負担も相当大きくなります。

そこで、刑事裁判の審理を利用して損害賠償を請求できる「損害賠償命令」という制度があります。

損害賠償命令制度とは、一定の犯罪について刑事裁判が行われた場合、刑事裁判を審理した裁判官が、刑事裁判が終了した後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度です。

民事裁判の場合は、被害者が証拠をそろえて請求する必要がありますが、損害賠償命令の審理は刑事裁判の資料を利用して行われ、通常は4回以内の審理で結論を出すことになっています。手数料も一律2千円となっており、労力も時間も費用も、被害者の負担軽減に役立っています。

対象となるのは、①故意の犯罪行為により人を死傷させた罪②強制わいせつ及び強制性交等の罪③逮捕及び監禁の罪並びに略取・誘拐及び人身売買の罪等に係る刑事被告事件です。

本件も、傷害罪で裁判となるとのことですので、対象となります。

この制度を利用する場合は、刑事裁判の第一審の弁論終結までに申し立てることが必要です。すみやかに裁判所に申立てをするか、弁護士にご相談ください。

（弁護士 宮崎まどか）